

伊方町国民保護計画

改定の概要

令和 8 年 7 月

伊 方 町

目 次

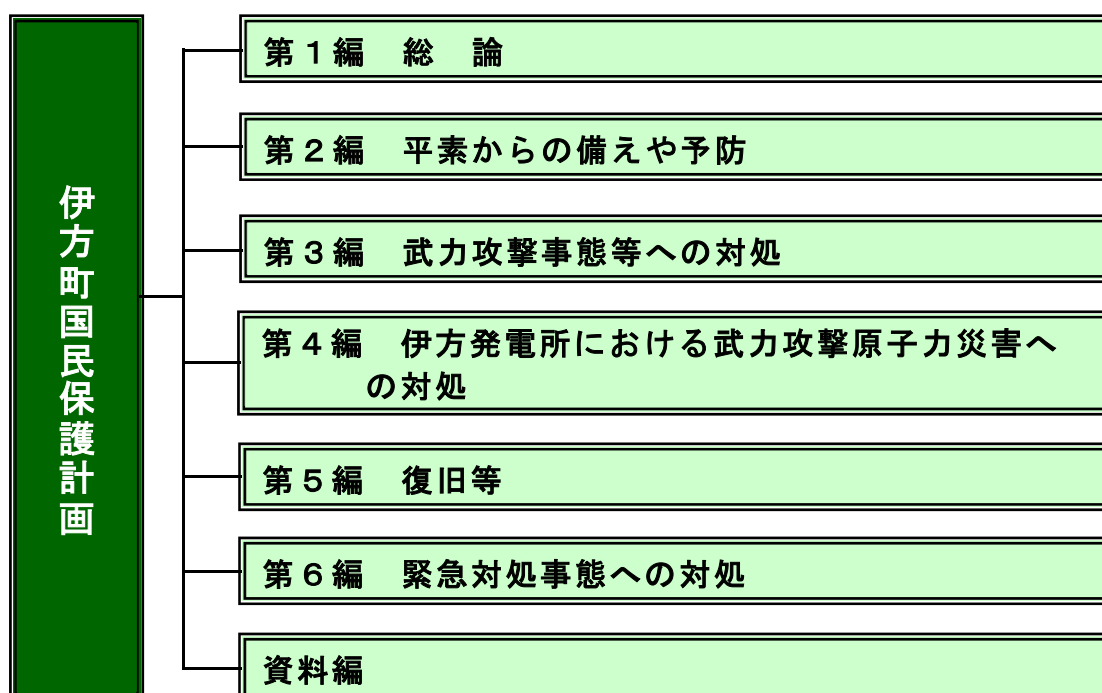
第 1	計画改定の方針	1
第 2	本計画の全体構成	1
第 3	本計画の位置付け	2
第 4	近年の国等の主な国民保護対策	3
第 5	近年の愛媛県の主な国民保護対策	7
第 6	主な改定項目	8
1.	全編を通じた改定事項	8
2.	町及び関係機関の体制等に関する主な改定事項	8
3.	その他、国の基本指針・県国民保護計画等の修正を踏まえた主な改定事項	9

第１ 計画改定の方針

「伊方町国民保護計画」（以下「本計画」という。）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）又は緊急対処事態において、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び愛媛県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、伊方町が作成する計画であって、武力攻撃事態等における伊方町の区域に係る国民の保護に関する措置（以下「国民保護措置」という。）の総合的な推進に関する事項、町等（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）が実施する国民保護措置に関する事項、緊急対処事態における国民保護措置に準じた措置（以下「緊急対処保護措置」という。）に関する事項など必要な事項を定めます。

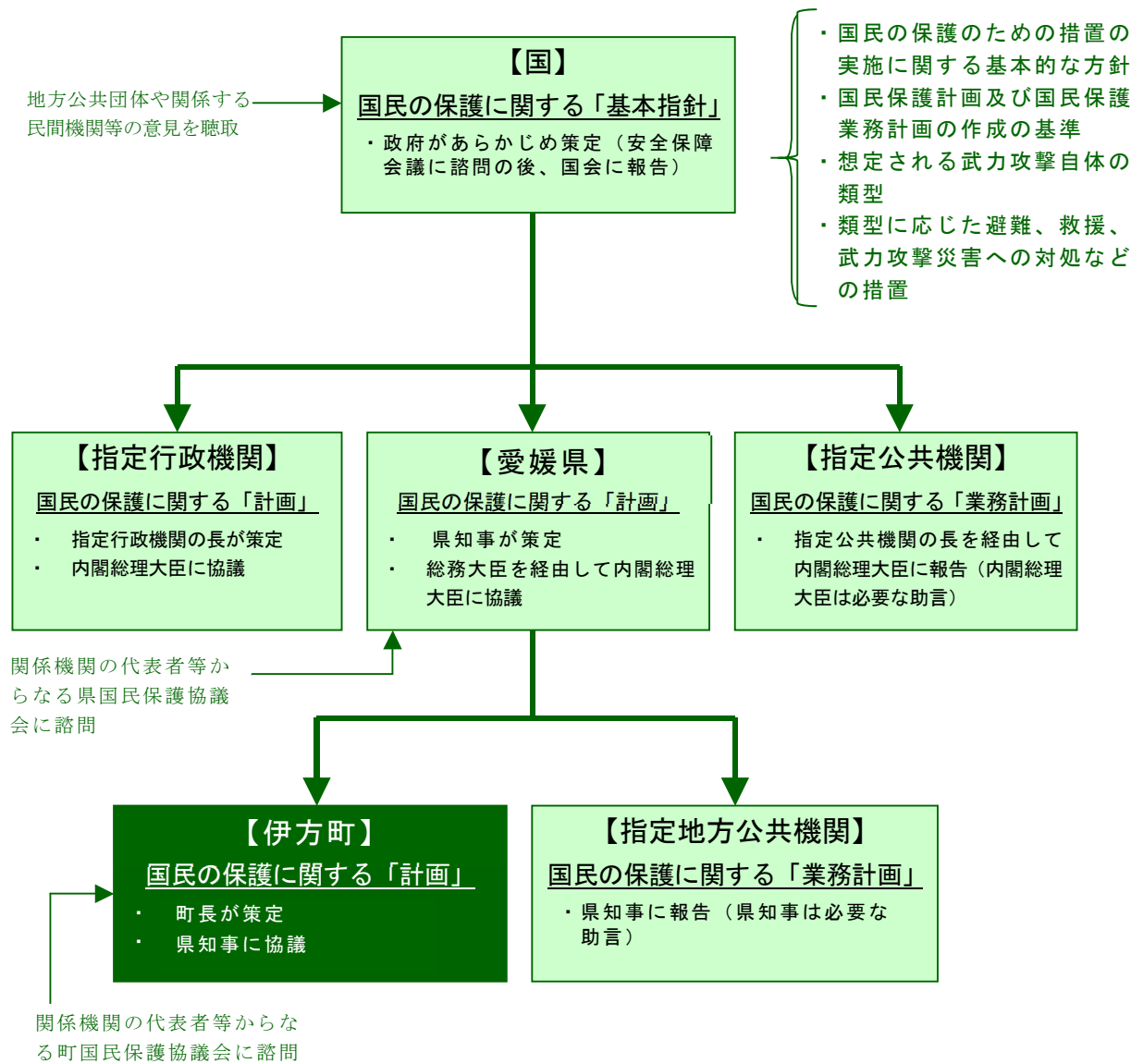
第２ 本計画の全体構成

本計画の全体構成は以下のとおりです。



第3 本計画の位置付け

本計画の位置付けは以下のとおりです。



第4 近年の国等の主な国民保護対策

【平成20年度以降（前回策定以降）】

（1）国民保護に関する基本指針の一部変更（平成20年10月）

- ① 政策金融改革による組織変更を踏まえた、政府関係金融機関による融資に係る記述の修正（平成20年10月1日施行）
- ② 観光庁の役割を記述（平成20年10月発足）
- ③ これまでの訓練の成果等を踏まえ、合同対策協議会及び現地調整所について記述
- ④ 安否情報システムの運用開始を踏まえて記述を修正

（2）国民保護に関する基本指針の一部変更（平成21年11月）

消費者庁の発足（平成21年9月）に伴い、「生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置」が内閣府より消費者庁へ移管となった。

（3）国民保護に関する基本指針の一部変更（平成22年11月）

- ① 旧国立高度専門医療センターの独立行政法人化（平成22年4月）に伴う変更
- ② その他、用語の適正化のための技術的修正

（4）「避難実施要領のパターン」作成の手引き（平成23年10月：消防庁）

市町村が「避難実施要領のパターン」を作成する際の検討項目や着眼点、様式例等を示したものであり、特に同パターンをまだ作成したことがない団体が着手しやすいようにポイントをまとめることを第一の目的として、実際に事態が発生した場合の避難実施要領の迅速な作成に資することも念頭に手引きを作成した。

（5）国民保護に関する基本指針の一部変更（平成25年3月）

公文書管理法及び原子力規制委員会設置法の施行並びに原子力災害対策特別措置法及び防災基本計画の改正などに伴い、以下の変更を行なった。

- ① 公文書の保存期間に関し根拠法令名の改正
- ② 原子力安全・保安院の廃止及び原子力規制委員会設置に伴う所管省庁の変更
- ③ 武力攻撃原子力災害の際の避難等について、防災基本計画（原子力災害対策編）の見直しを踏まえた改正
- ④ 警報等の情報伝達の手段としてエムネット・Jアラートの追加 等

（６）国民保護に関する基本指針の一部変更（平成26年５月）

- ① 災害対策基本法等の一部改正による、国民保護法の救援事務の厚生労働省から内閣府（防災担当）への移管に伴う整理
- ② 原子力規制委員会設置法制定による、モニタリングに関する事務の文部科学省から原子力規制委員会への移管に伴う整理
- ③ 防災基本計画の修正（平成26年１月）や原子力災害対策指針の改正（平成25年９月）等に基づく原子力災害応急対策の内容変更に伴う整理
- ④ その他用語の適正化のための技術的修正 等

（７）国民保護に関する基本指針の一部変更（平成27年12月）

- ① 電力広域的運営推進機関が指定公共機関に追加されたことに伴い、同機関の電力の需給状況に応じた指示等を行う主体とする記述の追加
- ② 防災基本計画の修正（平成27年７月）や原子力災害対策指針の改正（平成27年４月）等に基づく用語の整理
- ③ その他用語の適正化のための技術的修正 等

（８）国民保護に関する基本指針の一部変更（平成28年３月）

- ① 平和安全法制整備法の施行による事態対処法の改正に伴う用語の整理
- ② 防災基本計画の修正（平成28年２月）に伴う用語の整理、等

（９）国民保護に関する基本指針の一部変更（平成28年８月）

- ① 「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」の組織改編に伴う「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」への名称変更
- ② その他の法令の改正等に伴う記述の適正化

（10）「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達について」

（平成29年１月：国民保護ポータルサイト）

弾道ミサイルの発射について

- ① 日本に落下する可能性があるとは判断した場合
- ② 日本の上空を通過した場合
- ③ 日本の領海外の海域に落下した場合

の、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達について、国民保護ポータルサイトに掲載した。

(11) 「弾道ミサイル落下時の行動について」「弾道ミサイル落下時の行動に関するQ & A」（平成29年5月：国民保護ポータルサイト）

弾道ミサイルの発射について、全国瞬時警報システム（Jアラート）により通知された場合における、国民のとるべき避難行動や情報収集及びそれらのQ & Aを、国民保護ポータルサイトに掲載した。

(12) 国民保護に関する基本指針の一部変更（平成29年12月）

- ① 「避難に当たって配慮すべき事項」の箇所に「平素からJアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めること」の明記
- ② 「避難施設の指定」の箇所に「都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮すること」の明記
- ③ 「訓練」の箇所に「地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、弾道ミサイルを想定した避難訓練の内容」を例示として追加 等

(13) 「Jアラートによる情報伝達について」（平成30年12月：国民保護ポータルサイト）

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合の、全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報の伝達やJアラートの送信地域・メッセージ等を変更した。

(14) 「弾道ミサイル落下時の行動について」の更新（平成31年1月：国民保護ポータルサイト）

弾道ミサイルの発射について、全国瞬時警報システム（Jアラート）により通知された場合における、国民のとるべき避難行動、パンフレット等の国民保護ポータルサイトの掲載内容を更新した。

(15) 「北朝鮮から発射された弾道ミサイルに係る全国瞬時警報システム（Jアラート）の改修について」（令和4年12月）

全国瞬時警報システム（Jアラート）によるミサイル発射情報等の送信について、特に送信時間を早めるため、システムの改修等を行なった。

- ① 発射情報の送信の迅速化
- ② 対象となる都道府県の隣接する都道府県まで拡大して送信

(16) 「弾道ミサイル発射に係る情報伝達について」(令和5年4月)

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達について、伝達する文言を変更するとともに、エムネットにより伝達する文言について変更した。

(17) 「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達について」の更新(令和5年5月:国民保護ポータルサイト)

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下するまたは日本の領土・領海の上空を通過する可能性がある場合に、政府として、24時間いつでも全国瞬時警報システム(Jアラート)を使用し、緊急情報を伝達するとし、

弾道ミサイルの発射について

- ① 日本に飛来する可能性があると判断した場合
- ② 上記の後、日本の上空を通過した場合
- ③ 日本まで飛来せず、領海外の海域に落下した場合
- ④ 日本の領土・領海に落下する又は日本の上空を通過する可能性がないことが分かった場合
- ⑤ 弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性があるとして判断した場合の続報
- ⑥ 上記の後、迎撃により弾道ミサイルが破壊された場合
- ⑦ 弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下したと推定された場合
- ⑧ 日本の領土・領海に落下する可能性がないことが分かった場合の、避難解除

の、全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達の更新について、国民保護ポータルサイトに掲載した。

(18) 「北朝鮮による弾道ミサイルに係る全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達について」(令和7年6月)

「北朝鮮による弾道ミサイルに係る緊急情報ネットワークシステム(エムネット)による情報伝達について」(令和7年6月)

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるJアラート・エムネットによる情報伝達について変更した。

- ① 情報伝達フローの変更
- ② 情報伝達におけるメッセージ内容の変更

第5 近年の愛媛県の主な国民保護対策

(1) 県国民保護計画の変更(平成30年7月)

国の「国民の保護に関する基本指針」変更を踏まえた見直しとして、様々な情報伝達手段を用いた訓練を実施すること、地下施設を避難施設に指定すること、避難施設の収容人員を把握することなどを追記した。

第6 主な改定項目

1. 全編を通した改定事項

(1) 町及び関係機関等の状況変化に伴う修正

〔全編〕

国・県・関係機関、町内・近隣周辺の団体等の事務及び組織体制・名称変更等にあわせた修正、及び町の地域特性（気象、人口等）に関するデータなど、社会環境の変化に伴った修正を行いました。

(2) 用語の整理・措置関連図等の追加

〔全編〕

「武力攻撃事態」「武力攻撃予測事態」「緊急処理事態」、「国民保護措置」「緊急対処保護措置」、「要配慮者」「避難行動要支援者」、「町内会・自主防災組織」について、全編を通した用語の整理を行いました。

また、県国民保護計画を参考に、各措置関連図等を記載しました。

2. 町及び関係機関の体制等に関する主な改定事項

(1) 関係機関の事務又は業務の大綱の見直し

〔第1編 第3章 1 関係機関の事務又は業務の大綱〕

県国民保護計画の見直しや関係機関の現状を反映させ、関係機関の事務又は業務の大綱の見直しを行いました。

また、武力攻撃事態時などに密接な協力を図るべき消防機関の事務又は業務の大綱を記載しました。

(2) 町の各課室における平素の主な業務の見直し

〔第2編 第1章 第1 1 町の各課室における平素の業務〕

国民保護措置に係る、町の各課室の平素の主な業務について、町の組織改編等に伴う業務内容の見直し、追加を行いました。

(3) 町長の職務代理者の見直し

〔第2編 第1章 第1 2 町職員の参集基準等〕

町長不在時の職務代理者について、町地域防災計画と整合を図りました。

（４）町国民保護対策本部の見直し**〔第３編 第２章 町対策本部の設置等〕**

町国民保護対策本部の設置場所、及び庁舎が被災した場合などに備えた代替施設について、町地域防災計画と整合を図りました。

また、災害発生の原因は異なるものの、その対応については自然災害と類似の点も多くなるため、町国民保護対策本部の組織構成及び事務分掌について、町地域防災計画における町災害対策本部と同様の組織構成・事務分掌としました。

（５）国の武力攻撃事態等合同対策協議会への参加・協力**〔第３編 第３章 １ 国・県の対策本部との連携〕**

県・近隣の市町・関係機関と連携を図るため、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合における、当該協議会への参加について、消防庁の通達を参考に追記しました。

３．その他、国の基本指針・県国民保護計画等の修正を踏まえた主な改定事項**（１）町国民保護計画が対象とする事態の修正****〔第１編 第５章 町国民保護計画が対象とする事態〕**

町国民保護計画が対象とする事態（武力攻撃事態等、緊急処理事態）について、県国民保護計画と整合を図り、修正を行いました。

（２）緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の的確な整備・運用等**〔第２編 第１章 第４ ２ 警報等の伝達に必要な準備〕****〔第３編 第４章 第１ １ 警報の内容の伝達等、２ 警報の内容の伝達方法〕**

知事からの警報等の通知を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の的確な整備・運用に努めるとともに、その活用について記載しました。

また、伝達・広報手段として、町公式ＳＮＳを追加しました。

（３）安否情報システムの活用

〔第２編 第１章 第４ ３ 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備〕
〔第３編 第６章 安否情報の収集・提供〕

安否情報の収集、整理及び提供について、安否情報システムを活用することとし、県への報告等にも同システムを用いることとしました。

また、安否情報として収集・報告すべき情報について、安否情報省令に基づいて修正しました。

（４）避難行動要支援者名簿・個別避難計画の活用

〔第２編 第２章 １ 避難に関する基礎的事項〕
〔第３編 第４章 第１ ２ 警報の内容の伝達方法、第２ ３ 避難住民の誘導〕

要配慮者や避難行動要支援者の避難を万全に行うため、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿・個別避難計画について、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害時においても活用することを記載しました。

（５）住民への協力要請の具体化

〔第３編 第３章 ８ 住民への協力要請〕

国民保護法の規定による住民への協力要請について、県国民保護計画を参考に、内容を具体的に記載しました。

（６）避難誘導を行う関係機関との連携

〔第３編 第４章 第２ ３ 避難住民の誘導〕

避難住民の誘導等について、警察との交通規制等の調整や現地調整所を通じた関係機関との情報共有・活動調整について記載しました。

（７）伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処の見直し

〔第４編 伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処〕

伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処の全編について、県国民保護計画、県地域防災計画、町地域防災計画及び消防庁の通達等を参考に、内容を修正・整合しました。

（８）国民保護措置又は緊急対処保護措置に要した費用の支弁

〔第５編 第３章 ４ 他の市町村の応援を受けた場合の費用の支弁〕

国民保護措置又は緊急対処保護措置に要した費用の支弁について、国民保護法の規定に基づき、他の市町村の応援を受けた場合の費用の支弁を記載しました。